

1 基礎資格・修得単位数等

取得免許状	養護教諭専修		
基礎資格(基礎免許状)	養護教諭1種普通免許状		
最低在職年数(養護教諭・養護助教諭) ※養護を司る主幹教諭を含む	3年	・基礎資格を得た後(基礎免許状取得後)の在職年数に限る ・校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、養護教諭(養護助教諭)以外の教諭としての任用期間、及び養護職員としての任用期間は含まない ※養護教諭兼務期間は含むことができる ・学校(幼保連携認定こども園を含む)で、幼児児童生徒の養護に従事する常勤の職員(以下「養護関係職員」という)を含む	
単位修得すべき教科・科目 及び最低修得単位数	大学が独自に設定する科目	15	「養護に関する科目」、「養護教諭・栄養教諭の基礎的理解に関する科目等」の単位も可
	合計修得単位数	15	
留意事項	・最低在職年数からは、退職、産前産後休暇、育児休業、病気休暇、組合専従の期間を除く ・修得単位は、基礎資格としての免許状取得後に修得した単位に限る		

2 在職年数の計算方法

【大原則】勤務期間の最低在職年数の対象となるのは、「養護教諭(養護助教諭、養護関係職員を含む)」としての期間に限る	(注1)校長、副校長、教頭、園長等の期間は最低在職年数期間には含まれない ※養護教諭等の兼務期間は可 (注2)講師、支援員、サポーター、T2等の期間は、いずれの期間にも含むことができない		
1 正規の教諭、助教諭、常勤講師の場合	勤務期間は月割計算が基本。1日でも欠けた日がある月は、カウントしない (日割り加算有)	※勤務期間(任用期間)は、辞令や雇用条件通知書などで確認 (例)勤務期間:令和4年4月1日～令和5年3月30日の場合 → 11か月と30日 ※1年(12か月)ではない	
2 非常勤講師の場合	週時間数が12時間以上/12時間未満で、計算方法が異なる		
① 週12時間以上勤務の場合	1日でも欠けた日がある月はカウントしない(日割り加算無)	(例)勤務期間:令和4年4月1日～令和5年3月30日の場合 → 11か月(日割り加算無)	
② 週12時間未満勤務の場合	以下の計算式に当てはめて算出 週時間数/12時間 × 勤務期間(月数) = 対象となる勤務期間 ※小数点以下切り捨て	※計算式の「勤務期間(月数)」は、月初から月末までを通して勤務した月のみ算入可 (例)勤務期間:令和4年10月15日～令和5年3月30日の場合 → 4か月(11月～2月のみ)	

3 授与申請に必要な書類等 【検定による授与】

※必要書類等は、各申請ごとに1セット必要です。(⑩返信用封筒を除く)

①申請書、②履歴書、③宣誓書	「③宣誓書」は、現役の教員ではない者が要提出 (保育士、保健師、看護師、養護職員等も要提出)	・「①申請書」の連絡先には、日中に繋がる連絡先(携帯電話番号など)を記入してください ・「②履歴書」「③宣誓書」の署名欄は、必ず自筆で署名してください	
④手数料	申請手数料:5,000円 ※5,000円分の岐阜県収入証紙を「①申請書」に貼付	・県外在住者など、岐阜県収入証紙の入手が困難な方は、郵便局で5,000円分の「定額小為替」を購入し、同封してください ・「定額小為替」の「お名前」欄には、何も書かないでください	
⑤学力に関する証明書【原本】	上記1に定める単位の修得を示す「学力に関する証明書」	・必ず「学力に関する証明書」であること(単位修得証明書、成績証明書などは不可) ・認定講習での修得単位は、「別表第6」対応のものであること	
⑥既に所有している教員免許状の写し または、免許状授与証明書【原本】	免許状が手許にない場合は、免許状授与証明書(原本)の提出が必要		
⑦人物に関する証明書【原本】	現勤務校(離職者は、直近の勤務校等)に作成を依頼	※証明から3カ月以内のもの ・「証明者」は、校長・園長 など ・「実務証明責任者」は、教育長、法人の理事長 など(任用者、雇用者) ・岐阜県の県立学校の場合は、「実務証明責任者」欄は記入不要	
⑧実務に関する証明書【原本】	最低在職年数を満たすよう、これまでの勤務校に作成を依頼	・「⑨身体に関する証明書」を医師が証明・作成する場合は、「証明者」欄に医師が記入・押印 ・「証明者」「実務証明責任者」としての押印は、職印であること(私印不可)	
⑨身体に関する証明書【原本】	現在有職者は、勤務先の健康診断結果を基に勤務先が証明 無職の者は、医師の証明		
⑩返信用封筒	角型2号 切手貼付 530円(申請する免許状が4枚以内の場合) 620円(5枚以上の場合)	・表面に住所、宛名(「〇〇様」)を明記し、「簡易書留」と朱書きしてください ・裏面に「〒500-8570 岐阜県教育委員会義務教育課免許係」と明記してください	
◆その他 ⑪戸籍抄本など ※発行から3カ月以内のもの	以下の場合には、現在の氏名・本籍地と、旧姓・旧本籍地や通称名との関係が証明できる 書類として、「戸籍抄本」などの提出が必要 ・提出書類と現在(申請書)とで、氏名または本籍(都道府県名)が異なる場合 ・免許状に、旧姓や通称名の記載を希望する場合	・戸籍抄本で現在の氏名・本籍地と旧姓・旧本籍地の関係が証明できない場合は、関係性を示すもの (例:改正原戸籍など)の提出が必要です ※詳細は、現在戸籍(本籍)を置いている市町村役場でお尋ねください	